

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年4月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年4月30日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	125	25,249
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	50	9,839
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	6	1,589
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	65	13,542
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	4	280

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年4月30日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	20,296	273,364
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	10,716	142,906
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	709	9,643
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	5,891	81,856
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	2,980	38,959

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年5月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(貸付住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年5月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
〔債務者が中小企業者である場合〕

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	151	31,278
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	56	11,479
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	14	2,968
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	77	16,551
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	4	280

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年5月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	23,186	308,732
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	13,085	173,232
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	814	11,197
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	5,620	77,148
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	3,667	47,154

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

平成22年8月2日

独立行政法人住宅金融支援機構

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年6月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(貸付住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年6月30日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	180	36,747
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	80	16,642
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	19	4,201
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	77	15,625
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	4	280

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年6月30日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	26,090	341,825
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	15,473	202,291
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	931	12,650
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	5,197	69,106
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	4,489	57,778

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年7月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(貸付住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年7月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	198	39,142
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	107	21,608
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	21	4,977
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	66	12,277
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	4	280

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年7月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	28,895	377,630
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	17,511	228,362
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	1,026	13,903
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	5,277	70,553
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	5,081	64,812

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年8月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(貸付住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年8月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	221	42,670
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	141	27,593
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	21	4,977
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	54	9,737
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	5	363

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年8月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	31,748	413,140
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	20,228	263,654
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	1,126	15,165
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	4,530	59,545
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	5,864	74,776

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

中小企業金融円滑化法をふまえた措置の実施状況について (平成22年9月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)の施行をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(貸付住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に、これまで以上に取り組んでいます。
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年9月30日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が中小企業者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	236	44,671
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	168	32,741
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	22	5,376
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	40	5,943
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	6	611

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成22年9月30日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	34,028	442,451
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	21,960	286,348
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	1,217	16,670
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	4,386	56,927
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	6,465	82,506

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。